

分野 暮らし

項目 税金と市民負担

## 税金の過誤納付の責任をきちんととれ

2007年(平成19年)3月議会 質疑

◆16番(戸上幸子君) 皆さん、おはようございます。

それでは、5点につきまして、質疑をいたします。

まず、第1点目です。

議案第3号、平成19年度鳥羽市一般会計予算、歳入款1市税、項1市民税、項2固定資産税の滞納繰越分についてお聞きいたします。

1、繰越滞納分の19%を歳入見込み額としておりますが、その根拠は何ですか。

2、17年度決算によれば、滞納繰越金収入済額は1億4,610万円ありました。ところが、19年度予算には1億3,573万円しか計上していません。なぜ、減少したのですか。担当課長は18年度収入済額を現時点ではどう見込んでいますか。ある程度確かな予測を持った上で新年度予算を計上したはずですから、その数字、明らかにしてください。

3、比較的容易な滞納整理は進みますが、焦げついたものは累積して困難をきわめると当然予測されます。予算書によりますと、対前年繰越滞納分のプラス歳入予算額は810万円にすぎません。同個人市民税はプラス25万円、同法人市民税に至ってはわずか1万円だけです。滞納整理班及び滞納アドバイザーの現行の役割と人件費からして、コストに見合う成果が今後も期待可能として人件費も計上してあります。その根拠は何ですか、お答えください。

歳出款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴收費の過誤納償還金についてお聞きいたします。

還付しなければならなくなった額、過誤によってもたらされた新たな加算金など、損失額はどれだけのすか。

発生原因について、責任担当部署はどう分析したか、導き出した教訓は何か、お聞きいたします。

◎税務課長(森政也君) おはようございます。

戸上議員ご質疑の1問目の1点目と3点目についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の固定資産税に係る滞納繰越分の19%の歳入見込み額としているが、その根拠は何かについて、お答えいたします。

固定資産税に係る滞納繰越分の収納率は、平成15年度分で13.2%、平成16年度分で15.4%、17年度分で16.9%となっており、平成18年度分としては17.5%を見込んでおります。平成18年度に税務課に特別滞納整理係を組織していただき、滞納処分の強化を図るとともに、滞納者の財産調査を実施し、不納欠損処分も行っており、平成19年度の収納率を19%として予算計上をさせていただきました。

2点目の18年度固定資産税に係る滞納繰越分の収納見込み額等を現時点でどう見ているかについてお答えをいたします。

平成17年度決算では、三重地方税管理回収機構による大型滞納案件が処理されたことなどから、1億4,610万円が収入額となりましたが、平成18年度の収入額は1億3,500万円を見込んでおります。

また、19年度の収入額は、個々の滞納案件からその収入額を見積もることは困難であることから、平成18年度の未収額や不納欠損予定額を見込み、1点目でご説明いたしました収納率19%を乗じ、1億3,573万円を算定したものでございます。

続きまして、3点目の滞納整理班及び滞納アドバイザーの現行の役割と人件費からして、コストに見合う成果が今後も期待可能とする根拠についてお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、全国的にも長引く景気低迷を受け、地方公共団体の徴収金に係る滞納の発生状況は予断を許さないものとなっております。滞納原因につきましても、事業の経営不振や倒産、多重債務などによる生活困窮者の増加など徴収困難事案とされるものが増加していると言われており、本市におきましても同様の事

案が発生をしております。

このようなことから、平成18年度に特別滞納整理係や徴収アドバイザーの予算を認めていただき、下落した市税の収納率の上昇を目標に掲げ、滞納整理の強化に取り組んでおります。特別滞納整理係は、滞納累積案件、高額滞納案件、及び滞納処分が必要な事案等の400件を受け持ち、今までに納付交渉により155件の納付約束の受領、搜索や80件の差し押さえ処分、インターネット公売の実施等、滞納処分を行ってきましたが、その中心的な役割を担っております。

収納率向上に対する即効薬は見当たりませんが、納付交渉、財産調査、差し押さえ等の滞納処分の実施を着実にいき、これらの積み重ねが収納率向上につながると考えております。本年2月末現在の滞納繰越額の全体の収納率は、前年度比0.4%増の14.9%となっており、今後これらの効果が出るものと想定をしております。

また、徴収アドバイザーにつきましては、昨年9月に採用をしていただきました。戸上議員ご指摘のとおり、比較的容易な滞納整理が進みますが、困難案件は累積して、その回収が極めて難しくなることも想定をしております。このようなことから、徴収アドバイザーには、課内での滞納案件検討会への出席や助言を求め、課内会議を一層充実させるとともに、国税徴収法関係の勉強会、相続関係や会社法等の複雑な法律関係の勉強会の開催や不動産の公売を視野に入れた公売候補地の現地調査への対応、他の税務関係部署との連絡、連携にも力を入れていただいております。

また、家賃を初めとするさまざまな債権に対する法的優先権の助言もいただきながら、これらの差し押さえも実施をしております。今後もさまざまな滞納案件が発生することが想定されますが、自主財源確保のため、滞納整理に当たる職員の意欲的な取り組みとともに、幅広い知識と豊富な経験に裏打ちされた的確な滞納整理が行われることが必要と考えております。よろしくご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、3点目、賦課徴収費の過誤納償還金についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、納期内納付に努めていただいております納税者の皆様におわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

過誤納償還金につきましては、通常分としまして704万円、特別分としまして1,776万円、合わせて2,480万円を予算計上させていただきました。この特別分となります誤納による還付金1,776万円につきましては、ご説明を申し上げます。

平成18年1月と4月に愛知県半田市及び津市(旧芸濃町)におきまして、徴収権の消滅時効の解釈に誤りがあったため、時効完成後も徴収を行っていたと新聞報道がありました。このことから、鳥羽市においても同様の事実がないか確認作業を行ったところ、時効完成後の徴収事実が判明いたしました。本市では、税の徴収は臨戸徴収や電話催告が中心で、民法上の解釈により、口頭での債務の承認により時効が中断すると判断し、引き続き納付を続けておりました。

しかしながら、口頭による承認は証拠力に欠けることから、今回、時効完成後の税の徴収としてこれらの徴収金を還付することとし、予算計上をさせていただきました。還付対象者は141人、還付対象金額は本税約1,541万円、延滞金約24万円、それに還付加算金約211万円を加え、合計1,776万円でございます。還付対象者の滞納金額に約1,400万円を充当し、差し引きました返還金額につきましては、約376万円でございます。

時効の中断には、督促や交付要求、催告、差し押さえ、承認などの中断事由が必要となりますが、鳥羽市では、これまで臨戸徴収や電話催告により納税者が口頭により租税債務を認めた場合は口頭承認として時効中断がされたと認識し、徴収事務を行ってきましたが、半田市の問題では、この口頭の承認の事実を証拠により立証しなければ時効が中断しないことになり、租税債権が消滅し、時効が完成してしまうことになったことから、鳥羽市におきましても、口頭による承認は証拠力に欠ける口約束などの不明瞭な処理は不適切であったと判断し、事務処理の甘さを深く反省をしております。

今後につきましては、長期滞納者への時効中断対策として、滞納の承認書や誓約書の提出を求め、交渉に応じない者につきましては、不動産や債権などの差し押さえを実施するなど、時効中断事由の滞納者への債権管理を適正に行い、あわせて税務事務全般にわたり旧来の事務処理方法を改め、精査、点検し、見直すべきものは直ちに改善、改革するための体制を構築し、再びこのようなことがないよう、職員一人一人が全力を尽くして市民の信頼回復に向け取り組んでまいりますので、ご理解を賜りまして、答弁とさせていただきます。

◆16番(戸上幸子君) 2回目の質疑を行います。

まず、税金の問題です。今回、最少の経費で最大の効果を地方自治法はうたっているわけですね。これは義務規定です。この滞納整理班ですけれども、滞納整理班は、本来うたっている目的からすれば、滞納

原因を究明するということですね。それであれば、コストの点はあえて私も言いません。しかし、実態としまして、先ほども課長から答弁がありましたように、差し押さえとかインターネット公売とか、担税力のない市民に対して、幾ら取立てをあの手この手で考えても、この成果が上がってこないわけです。そういう苦渋も今課長からは示されておりました。

アドバイザーの問題もありますけれども、これ、アドバイザーを入れなくてもちゃんとやっている市もあるわけですね。なぜ、わざわざアドバイザーを入れて知恵をかりなければならぬのかと。私自身はこれ、非常に問題だと思っております。本来、どこの市もやっているように、行政職員がこういう滞納関係にも精通をして、ちゃんとやらなくてはいけないと、外部からの力をかりるまでもなくね。

今回、滞納整理班は優秀な人材を集めたということです。この人材をやっぱり産業育成や福祉、環境、こういうところに振り向けたほうが、費用対効果が非常に高いのではないかと。その点を指摘しておきたいと思えます。

次に、過誤償還金の問題です。過誤によって返還したお金の、さらに加算金をつけ加えなければならなかったわけですね。これを聞きますと、市民は本当にがっかりすると思うんですね。一生懸命、自分たち税金を納めているのに、市の税務課はこんなことをしていたのかと。驚かれる、そういう事実だと思えます。

先般、全協での席上で、この件について報告がありました。そのときに、他市町村でも鳥羽と同様の事例が幾つもあると、こういう答弁があったわけなんです。それで私、伊勢市と志摩市、鳥羽の近隣に聞いてみました。そうしましたら、驚きましたですね。伊勢市は、口頭で、口頭承認というのは考えられないことだと。ぶちまけた話としてその担当者は言うんですけれども、その時点で、もう要するに市側の負けだと、口頭承認ではね。こういう認識なんです。これ、随分、鳥羽市と開きがあるんだなということを痛感いたしました。

志摩市にも聞いてみました。志摩市は、平成16年10月に合併しております。この志摩市も、口頭での承認というのは考えられないと、同じように言っております。地方税法に基づいて行っていると言うんですね。先ほど民法の例も出されましたですけれども、これ地方税法に基づいてやらなくちゃいけないんですよ。ところが、近隣の伊勢や志摩市はこういう認識に立っていたにもかかわらず、鳥羽市だけがずっとこういう状況できたわけですね。そのことによって、その損失を私たち市民が、何で納税者が補てん、しりぬぐいしなくちゃいけないのか、当然、これ思えますよね。

2年ほど前でしたか、フジタマンションの固定資産税の問題についても誤りがありました。あの時も、当時の課長はここで、二度とこのような過ちは繰り返しませんのでご理解くださいと言いましたですよ。また同じようにこういうことやってるじゃないですか。アドバイザーとか何とか言う前に、自分たちが他市並みのレベルに近づく努力をしなくちゃいけないですよ。近隣レベルは保たなくちゃいけないですよ。

滞納者には、法を盾に年金1円まで取っていくというような差し押さえをやっているわけですね。その本人が地方税法を守っていない。何ということですか、これ。市民には法を説きながら、自分たちは守らない。何で市民が税金でしりぬぐいしなくちゃいけないのか。本来、ミスをした職員が弁済する性質のものではないですか。この点についてお聞きしたいと、再度答弁を求めます。

#### ◎税務課長(森政也君) 戸上議員再度のご質疑について、お答えをさせていただきます。

まず、職員に対する賠償責任があるのではないかとというご質問でございますが、税務課としましては、議員ご指摘のとおり、滞納者に対して処分をしていく部署でございますが、それについて、税務課としましては、やはり今まで法に触れるということがわかった以上、それを正してちゃんと今後やっていくために、ちゃんと今後のために責任といたしますか……

(「前の課長は、ちゃんとしていくと言うたやんか、ちゃんとしとらんや、お前ら」の声あり)

対応をするために、ちゃんと正していきたいと感じております。職務に対する責任につきましては、担当職員に対する損害賠償の訴えについては考えられますけれども、しかし、職員については重大な過失があるか、なかったかについて争いがされることとなると思っておりますので、訴えをされた場合、法廷の考えにゆだねることになると思っておりますので、ご理解をいただきまして、答弁とさせていただきます。

#### ◆16番(戸上幸子君) 3回目の質疑を行います。

まず、過誤納の償還金の問題についてです。課長の答弁は答弁になっていないと。裁判になった場合の

ことを聞いているのではなくてね、この重大な過失を、重大な過失なんですよ、これは。市民にかぶってくるわけですからね。これについて、教訓をどう導き出して今後どう改めていくかということが大事なことです。なぜ、私が一番聞きたいことは、伊勢や志摩市では税務課の常識になっていたことが、地方税法に基づいてちゃんと証拠を取ってやるということが鳥羽市ではできなかったのかということなんです。鳥羽市でやってこなかったかということなんです。それについて、課長の再度の答弁を求めたいと思います。

そして、これはやはり市長の見解を伺っておきたいと思うんです。市民に損失を与えた責任を市長はどのようにとられるおつもりなのか。私、先ほど提案しましたように、これは本来、市民がかぶることではなくて、これまでこういうミスをした職員から弁償させる性質のものだというふうに思いますが、市長の見解をお聞きしたいと思います。

◎市長（木田久主一君） 戸上議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、1点目のこの過誤納の問題でございますけれども、当時の責任ある職員に対して弁償を求めるといふ件につきましては、当時はそのやり方で適正であると判断をして実行していたというふうに認識をしております。そして、今回はそれが判例によりまして瑕疵があるということで、それを正常化するために今回の措置を行うということでご理解をいただきたいというふうに思います。

責任をとらせることにつきましては、可能ではありますけれども、その損害賠償を求めるまでの重大な過失には当たらないと判断をしているところでございます。平素から職員にも言っておりますけれども、今も何らかの問題が起これらつあるという判断のもとにすべての面で注意をするようにということを言っておりますけれども、なかなか現時点において、将来振り返ったときにこういう問題があるというのに気づくというのが非常に難しい点がありまして、その点については努力をしていかなければならないと思っておりますし、議員の皆様からも、なるべく早くそういった疑いがある場合はご指摘をいただきたいと考えているところでございます。

◎税務課長（森政也君） 再度のご質疑にお答えをいたします。

鳥羽市はどういうことだったのかということでございますが、担当レベルでのチェック機能と税務課としての自己管理機能が十分に働いておらず、自己管理が甘かったと反省をしております。今後は自己管理に十分気を付けてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきまして、答弁とさせていただきます。

◆16番（戸上幸子君） 市のミスは市の責任で始末をしてください。